

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

特定口座における納税方法

Q : 昨年(平成15年)から証券税制が改正され、その申告時期がまもなく到来しますが、特定口座における税金の計算方法や納税方法について、詳しく教えてください。

A : 以下の解説をご参照下さい。

【解説】

特定口座については、年の最初の譲渡の時に「特定口座源泉徴収選択届出書」を提出して「源泉徴収口座」にするか、提出しないで「簡易申告口座」にするか選択し、決定しなければなりません。選択は年単位で選択することになっていますので、年の途中で変更することはできません。それぞれの取扱いは以下のとおりです。

①源泉徴収口座

証券会社が譲渡益を計算する特定口座で、税金を源泉徴収します。したがって、この口座内の取引については申告不要です。ただし、確定申告をして、他の口座と損益通算又は譲渡損失の繰越控除を適用することもできます。なお、「特定口座年間取引報告書」は証券会社から納税者の方には送付されますが、税務署には送付されません。

②簡易申告口座

証券会社が譲渡益を計算する特定口座ですが、税金を源泉徴収しません。したがって、この口座内の取引については、証券会社が計算した譲渡益を基にして確定申告することになります。なお、「特定口座年間取引報告書」は、証券会社から納税者の方及び税務署に提出されます。

